

2021年2月17日

各 位

会 社 名 トレンドマイクロ株式会社
代表者名 代表取締役社長 エバ・チェン
(コード番号4704 東証第一部)
問合せ先 代表取締役(CFO) マヘンドラ・ネギ
(TEL. 03-5334-4899)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について下記のとおり2021年3月25日開催予定の当社第32期定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせ致します。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に柔軟かつ迅速に対応するため、現行定款第20条の取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。
- (2) 機動的な剰余金の配当等を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるよう、定款変更案のとおり第37条(剰余金の配当等の決定機関)を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第7条(自己株式の取得)を削除するとともに、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 2021年3月25日(木)

定款変更の効力発生日 2021年3月25日(木)

以上

【別紙】

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p><u>第7条 (自己の株式の取得)</u> 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>第8条～第19条 (条文省略)</p> <p>第20条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。 3 増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>第21条～第37条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第38条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 (新設)</p> <p>第39条 (中間配当) 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</p> <p>第40条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第7条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第19条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (第2項、第3項削除)</p> <p>第20条～第36条 (現行どおり)</p> <p>第37条 (剰余金の配当等の決定機関) 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>第38条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p>